

高崎都市計画（特別用途地区）新旧対照表

	変更前	変更後
種 類	特別業務地区	特別業務地区
面 積	約 1 8 9 ha	
備 考	<p>建築してはならない建築物：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が 1 5 0 平方メートルを超えるもの（自動車修理工場を除く）</li> <li>2. 建築基準法別表第 2（り）項第 3 号及び第 4 号に掲げるもの（（り）項第 4 号に該当するものうちガソリンスタンドを除く。）</li> <li>3. 劇場、映画館、演芸場又は観覧場のうち客席の部分の床面積の合計が 2 0 0 平方メートル以上のもの</li> <li>4. 前号に掲げるもののほか、劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が 1 万平方メートルを超えるもの</li> <li>5. キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</li> </ol>	<p>建築してはならない建築物：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が 1 5 0 平方メートルを超えるもの（自動車修理工場を除く）</li> <li>2. 建築基準法別表第 2（り）項第 3 号及び第 4 号に掲げるもの（（り）項第 4 号に該当するものうちガソリンスタンドを除く。）</li> <li>3. 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場のうち客席の部分の床面積の合計が 2 0 0 平方メートル以上のもの又はナイトクラブその他これに類する用途で建築基準法施行令第 1 3 0 条の 9 の 2 で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が 2 0 0 平方メートル以上のもの</li> <li>4. 前号に掲げるもののほか、劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、ナイトクラブその他これに類する用途で建築基準法施行令第 1 3 0 条の 9 の 2 で定めるもの又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で建築基準法施行令第 1 3 0 条の 8 の 2 第 2 項で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が 1 万平方メートルを超えるもの</li> <li>5. キャバレー、料理店その他これらに類するもの</li> </ol>
種 類	大規模集客施設制限地区	大規模集客施設制限地区
面 積	約 4 0 7 ha	
備 考	<p>建築してはならない建築物：</p> <p>劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分</p>	<p>建築してはならない建築物：</p> <p>劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、ナイトクラブその他これに類する用途で建築基準法施行令第 1 3 0 条の 9 の 2 で定めるもの又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投</p>

	<p>(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの</p>	<p>票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で建築基準法施行令第130条の8の2第2項で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの</p>
--	--	---

榛名都市計画（特別用途地区）新旧対照表

	変更前	変更後
種 類	大規模集客施設制限地区	大規模集客施設制限地区
面 積	約9.9 ha	
備 考	<p>建築してはならない建築物：                      劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は                      店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券                      発売所、場外車券売場その他これらに類する                      用途に供する建築物でその用途に供する部分                      （劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供                      する部分にあつては、客席の部分に限る。）                      の床面積の合計が1万平方メートルを超える                      もの</p>	<p>建築してはならない建築物：                      劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、<u>ナ                      イトクラブその他これに類する用途で建築基                      準法施行令第130条の9の2で定めるもの</u>                      又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投                      票券発売所、場外車券売場その他これらに類                      する用途<u>で建築基準法施行令第130条の8                      の2第2項に定めるもの</u>に供する建築物でそ                      の用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又                      は観覧場の用途に供する部分にあつては、客                      席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方                      メートルを超えるもの</p>

吉井都市計画（特別用途地区）新旧対照表

	変更前	変更後
種 類	大規模集客施設制限地区	大規模集客施設制限地区
面 積	約 2. 5 ha	
備 考	<p>建築してはならない建築物：</p> <p>劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が 1 万平方メートルを超えるもの</p>	<p>建築してはならない建築物：</p> <p>劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、ナイトクラブその他これに類する用途で建築基準法施行令第 130 条の 9 の 2 で定めるもの又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で建築基準法施行令第 130 条の 8 の 2 第 2 項の定めるものに供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が 1 万平方メートルを超えるもの</p>